平成２２年（フ）第２７１号
奈良県生駒郡平群町西宮３丁目13番８号
債務者　花内奈津子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３０２号
青森市佃２丁目22番25号　フルハウスグラウンド102号
債務者　倉岡　　聖
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
青森市大字羽白字沢田526番地　市営住宅野木和第２団地５－３
債務者　三橋　春一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
山口県防府市戎町１丁目８番９号
債務者　窪田　孝三
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
山口県防府市大字高井15番地の２
債務者　松本晋一郎
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
山口県防府市大字新田804番地の７
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
山口市宮野下138番地25
債務者　長見　静江
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
山口市錦町５番25号
債務者　幸坂真名美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２号
山口市矢原町１番20号
債務者　山内　芳信
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４２号
名古屋市中川区服部３丁目1501番地
債務者　根本　千秋（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７号
熊本県菊池郡大津町大字下町147番地
債務者　中田由起子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１９号
熊本市黒髪７丁目737番地
債務者　河野　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５０９号
熊本県宇城市松橋町松橋1481番地
債務者　池田　昌弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１１５号
栃木県栃木市箱森町22番49号
債務者　中村　　尚
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３３３号
相模原市緑区上九沢214番地　フィールドステージ302
債務者　櫻田　　操（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３６号
神奈川県座間市四ツ谷789番地の３　ハイムサトウ101号
債務者　松尾　幸司
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３３９号
相模原市南区磯部1227番地８
債務者　半沢　春美（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部